

2023年度（令和5年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2023年度（令和5年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2023年（令和5年）11月30日（木）17時30分～18時30分
福山市役所3階 中会議室

3 出席者

委員	梅國委員長，堂前委員，上村委員，松井委員，佐藤委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設局参事兼建設管理部長，都市部長，教育委員会管理部長， 建設政策課契約担当課長，建設政策課長，技術検査課長， 公園緑地課長，教育委員会施設課長，環境施設課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，管財契約課長，管路整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2023年（令和5年）4月から2023年（令和5年）10月末までの契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。
「2023年（令和5年）4月から2023年（令和5年）10月末までの福山市発注分の入札件数は506件で，落札率は91.14%，上下水道局発注分の入札件数は141件で，落札率は91.39%であり，落札率は福山市，上下水道局とも前年度から上昇している。要因としては，福山市発注分は予定価格が10億円以上の大型案件，上下水道局発注分は予定価格が1.5億円以上の大型案件の落札率が上昇したことによるものである。」

続いて，2023年（令和5年）4月1日から2023年（令和5年）9月30日までの間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 竹ヶ端運動公園庭球場整備工事【総合評価方式】
- ② 福山市立福山中・高等学校夜間照明整備工事
- ③ 深品クリーンセンタープラント設備改修工事
- ④ 配水管布設工事（配整5-28）
- ⑤ 配水管布設工事（工水配改5-4）【総合評価方式】

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 竹ヶ端運動公園庭球場整備工事【総合評価方式】	
Q 1	<p>① 本工事を総合評価方式とした理由は何か。</p> <p>② 入札参加者が1者のみで、落札率が99.2%と極めて高い。参加者は何者程度を想定していたか。また、参加者が少数となった理由及び落札率が高くなった理由は何か。</p>
A 1	<p>本工事は、福山市スポーツ施設再編方針（庭球場・水泳場）に基づき、老朽化した施設の統廃合に伴う市内庭球場の拠点施設として、竹ヶ端運動公園庭球場を整備するものである。</p> <p>総合評価方式とした理由については、設計金額が3億円を超える高額工事であることに加え、当該公園内において、福山市スポーツ施設再編方針（庭球場・水泳場）に基づく庭球場整備上家新築工事等の多くの関連工事が行われることから、これらの工事との工程調整や資材置き場、施工ヤードの確保等の綿密な調整を行う必要がある。また、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催が決定しており、工期内に完成させる必要があることから、総合評価方式により発注した。</p> <p>参加者は何社程度を想定していたかについては、一般的な土木一式工事であることから、施工実績を求めておらず、入札参加資格を有する建設業者は、4者程度はあるものと把握していたが、結果的に、入札参加者が1者となることは当初から予想していなかった。</p> <p>参加者が少数となった理由及び落札率が高くなった理由については、人件費や建設資材等の高騰並びに資材の一部が受注生産となることなどの影響から、工事費の削減が難しいことが要因となったものと考えている。</p>
Q 2	<p>資材の一部が受注生産となることは、当初から想定されていたのか。</p>
A 2	<p>想定していた。通常、取引をしていない業者からの購入となるため、経費の削減が難しいと考えている。</p>
Q 3	<p>受注生産であるから高くなったのではなく、受注生産で発注する資材自体が想定より高くなったということか。</p>

A 3	その通り。
抽出案件② 福山市立福山中・高等学校夜間照明整備工事	
Q 4	<p>① 入札参加者が2者だけであるが、参加者が少数となった理由は何か。 本工事と同種と思われる「福山市立戸手小学校夜間照明増設工事」及び「福山市立道上小学校夜間照明増設工事」の参加者が20者前後と比較的多いのに対し、本工事の参加者は極端に少ない。本工事に何かしらの特殊要因があったのか。</p> <p>② 入札資格要件を満たす事業者数を何者程度と見込んでいたか。</p>
A 4	<p>本工事は、福山中・高等学校の部活動の充実を図るため、拡張整備したグラウンド約 50,000 m²に、日没の早い冬季でも長時間活動ができるように、夜間照明設備を増設したものである。</p> <p>グラウンドでは、野球部・サッカー部・テニス部・ソフトボール部、陸上部等が活動しており、それぞれ安全に活動できるよう、学校と協議の上、設計調査や設置計画を立て、早期に工事を完了させる必要があったため、短期間の事業完了が可能な設計と施工を同一の契約で行う方式での発注を採用した。</p> <p>本工事の特殊要因として、この方式を採用したことと、事業規模が大きく、昨今の社会情勢から多くの機器の確保が難しい状況があったことが考えられる。</p> <p>「福山市立戸手小学校夜間照明増設工事」及び「福山市立道上小学校夜間照明増設工事」については、小学校であるため部活動がなく、学校との協議も少ない上、戸手小学校の工事が約 5,000 m²、道上小学校の工事が約 8,500 m²と事業規模が小さいことや、本案件の入札参加資格要件として電気工事の等級がA又はBである事業者が入札に参加可能であったことに対し、小学校の夜間照明工事では、等級A・B又はCの事業者が参加可能であったこと等の理由から、参加者が多かったものと思われる。</p> <p>等級A又はBに該当し、設計と施工を併せて行うことができる業者は、17者程度を想定していた。</p>
Q 5	等級A・B・Cという等級格付けについて教えてほしい。
A 5	<p>「工種別、等級別発注標準表」という工種ごとに設計金額に応じて、どの等級の事業者が入札への参加が可能かを定めた発注基準がある。経営事項審査総合評定値の点数により等級格付けを行っており、電気工事においては、930点以上の業者は等級A、720点以上929点以下の業者は等級B、719点以下の業者は等級Cである。</p> <p>今回の電気工事については、設計金額により、等級A及びBの業者が入札への</p>

<p>Q 6</p> <p>A 6</p> <p>Q 7</p> <p>A 7</p>	<p>参加が可能であった。</p> <p>グラウンドの大きさが約 50,000 m²という、中学校や高校のグラウンドとしてはとても広い。通常であれば、校舎に照明を取り付けるくらいで問題がなさそうであるが、50,000 m²もあれば、何か他の独立した照明灯のような形で、設計・施工する予定なのか。</p> <p>照明設備については、敷地が広大ということもあり、照明柱をそれぞれ一定の場所に建て、器具を取り付けて、グラウンドを照射するようにしている。なお、電柱を建てる方式ではなく、照明器具を校舎の屋上に設置しているものもある。</p> <p>本工事の入札参加資格者は17者を見込んでいるとのことであったが、等級A及びBを合わせて17者と考えればよいか。等級A・B・Cの事業者は、それぞれ何者あるのか。</p> <p>等級A・Bの業者の中から、過去の工事の施工実績を踏まえ、設計・施工が可能な業者を抽出して17者とした。</p> <p>電気工事の等級別有資格者数は、市内業者で等級Aは6者、等級Bは28者、等級Cは31者である。</p>
<p>抽出案件③ 深品クリーンセンタープラント設備改修工事</p>	
<p>Q 8</p> <p>A 8</p>	<p>① 本工事を随意契約とした具体的な理由について（ごみ処理プラントの特殊性とは何か）。</p> <p>② 契約金額が予定価格の99.8%と極めて高くなっているが、予定価格はどのようにして決定されたのか。</p> <p>③ 契約金額が予定価格と近似した理由としてはどのような理由が考えられるか。本工事と同種の「ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事」についても同じ事業者と随意契約しているが、その落札率は85.2%にとどまっていることと比較して、本工事の落札率が高いことに特段の事情があるのか。</p> <p>本工事は、深品クリーンセンターにおけるプラント設備機能維持と機能回復を目的とする改修工事である。</p> <p>プラント設備の特殊性については、焼却炉をはじめ、燃焼空気を送る送風設備、運搬するコンベヤ設備及び排ガス処理設備など、多種多様な設備で構成されている。それら全てが汎用品ではなく、メーカーの独自技術の設備であり、福山市のごみ量及びごみ質に合わせた特注品でもある。また、中央制御システムからの指令で連動しており、他社の製品が入ると、この制御システムが連携できなくなり、</p>

	<p>適正に焼却する事ができなくなることから随意契約したものである。</p> <p>予定価格の設定は設計価格である。設計価格については、整備項目ごとに一般的な材料等は、建設物価の単価を採用し、特殊品や特殊工事については、機械材料の多くに汎用標準品がないことから、当該業者から徴取した見積書を参考に精査し、単価を決定した。</p> <p>また、労務単価については国土交通省が発表している労務単価を採用し、諸経費については、全国簡易水道協会の水道事業実務必携に基づき算出した。</p> <p>随意契約における見積徴取にて、1回目は予定価格を超過し、2回目で予定価格以内であったため落札したものであることから、予定価格に近い金額での契約となったものである。</p> <p>「ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事」についても、事業者から見積徴取した金額が予定価格以内であったことから契約したものであり、結果として85.2%という落札率となったものである。</p>
Q 9	<p>メーカーの独自技術であるとか特注品であるということだが、その金額はある程度、わかった上で予定価格を決めているのか。</p>
A 9	<p>工事価格を設計するに当たり、事業者から参考見積を徴取し、その金額について事業者に聞取り等を行い、部品ごとに考え方に違いがあるため、個別に精査した上で単価設計している。</p>
Q 1 0	<p>深品クリーンセンターは、廃止が予定されているところではないか。</p>
A 1 0	<p>来年の3月31日までごみの搬入があり、4月1日からは新しいごみ処理施設への搬入となるため、4月1日以降は休止をしていくことになるが、ピット内に残るごみを焼却した上で閉鎖するので、4月以降も1カ月程度は焼却を継続し、中の薬品等の片付けをした上で、休止をする予定である。</p>
Q 1 1	<p>休止を見据えた上でこの金額なのか。</p>
A 1 1	<p>必要最小限を事業者と協議し、なんとか一年もつであろうというところでやっている。</p>
Q 1 2	<p>本工事の請負事業者は、過去に工事等関係者事故で指名除外されている。指名除外措置期間は既に終了しているが、この事業者と随意契約せざるを得ないのか。</p>

A 1 2	この事業者しか施工できないため、こういった特殊性がある場合は、たとえ指名除外中でも随意契約ができる。工事を発注しなければ、市民生活に支障が出る。
Q 1 3	設計の段階で汎用性を持たせ、他の事業者でも修理等ができる状態にできないのか。
A 1 3	プラント制御システムに係わることについては、汎用性を持たせることは難しく、施工した事業者しか修理できない。ただし、プラント以外の部分、例えば、貯水槽のポンプや工場内の照明、エアコンなどの修繕については市内業者に発注している。
Q 1 4	他の事業者でもできる部分については入札しているということだが、今回のように特殊性がかなり高い工事については、いかに適正価格で発注するかということになるので、今後も引き続き、適正価格での発注を確保できるよう努力してほしい。
A 1 4	はい。
抽出案件④ 配水管布設工事（配整５－２８）	
Q 1 5	① 入札参加者１８者のうち１６者も失格となった理由について。 ② 開札日が同一の案件である「配水管布設工事（配整５－３４）」及び「配水管布設工事（配整５－４５）」、「配水管布設工事（配改５－６）」の落札率が約８７％であり、それら以外の配水管布設工事の案件も落札率が９０％未満であるものが多いことと比較して、本工事の落札率が９８．８％と極めて高くなっている。本工事の落札率が高い理由としてはどのような理由が考えられるか。
A 1 5	本工事は、老朽化した水道管を更新するため、地震に強い耐震性の水道管に布設替えするものであり、また、沿線家屋への給水引込管の切替えも合わせて行うものである。 今回の案件について、入札参加者の１８者のうち１６者が失格となったこと及び落札率が高くなったことについては、入札参加者の高い受注意欲から、電算基準最低制限価格付近（８７％前後）に入札価格が集中し、「福山市上下水道局建設工事最低制限価格事務取扱要領」の規定に基づく電子計算機による自動調整により、１６者が最低制限価格を下回ったため失格となったもので、最低制限価格以上の有効な入札をした２者については、入札価格が予定価格付近であったため、落札率が高くなったものである。

<p>Q 1 6</p> <p>A 1 6</p> <p>Q 1 7</p> <p>A 1 7</p>	<p>本工事では、契約保証が「現金」となっている。工事によっては「履行保証」であったり、「西日本保証」であったりするが、この契約保証が「現金」とはどのようなことなのか。</p> <p>契約の際、契約金額の1割以上の契約保証金を納付してもらいが、事業者によっては、契約保証金を現金で納める場合と保険会社の履行保証や金融機関等の保証書を提出する場合がある。現金で納付された契約保証金は、工事完成後に返還する。</p> <p>履行保証の担保として現金を納付させ、契約が履行されなかった場合には、その保証金は没収ということか。</p> <p>その通り。</p>
<p>抽出案件⑤ 配水管布設工事（工水配改5－4）【総合評価方式】</p>	
<p>Q 1 8</p> <p>A 1 8</p> <p>Q 1 9</p> <p>A 1 9</p>	<p>① 本工事を総合評価方式とした理由は何か。</p> <p>② 入札参加者が1者のみで、落札率も95.4%と高い。参加者は何者程度を想定していたか。また参加者が少数となった理由及び落札率が高くなった理由は何か。</p> <p>本工事は、中津原浄水場系と箕島浄水場系を繋ぐ工業用水道連絡管の老朽化に伴う更新工事である。</p> <p>工事の発注にあたっては、工事の規模及び難易度が高いため、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とし、その代表構成員として、施工実績のある入札参加資格を有する者は、11者を確認している。</p> <p>本工事は、開削により、大口径工業用水道管の管径900mmを布設する工事であり、管の吊り下ろし、接合、塗装等に時間を要する。</p> <p>さらに、既設工業用水道管の管径600mmに新設管の管径600mmを断水することなく接続するため、土留工の設置や不断水工法の施工も必要となり、工事の施工に手間がかかるため、応札の敬遠及び落札率が高くなったものと考えられる。</p> <p>入札参加資格が共同企業体になっているが、工事の難易度が高いからなのか。金額も関係するのか。</p> <p>工事の難易度が高い案件であることと、建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、水道施設工事の場合、管工事を参考に、設計金額が1億5,000万円以上の工</p>

	<p>事については、共同企業体への発注としている。</p>
Q 2 0	<p>水道管の老朽化については社会問題となっているが、発注の単位において、案件4と案件5で違いは何か。管の長さの違いなのか。</p>
A 2 0	<p>長さもあるが、管径の大きさの違いである。管径が大きくてさらに長さもあれば金額も大きくなる。</p>
Q 2 1	<p>工事をどこからどこまで発注するかについては、どのような考え方で行っているのか。</p>
A 2 1	<p>事業計画を立てており、工業用水については、概ね5ヵ年計画で行っている。案件4の一般管路については、経年劣化による漏水であるとか、漏水が多発した路線、また、漏水するとリスクが大きい路線等について選定して行っている。</p>
Q 2 2	<p>これより細かくして発注することはできるのか。市内のある程度の規模の会社に発注ができるようにしておかなければ、今後こういった工事は多発するのではないか。</p>
A 2 2	<p>これ以上短くすると、経費もかかり、さらに地元との調整等も余計に必要となるため、最適な延長で発注している。</p>
Q 2 3	<p>今回、A群は、資格要件である営業所等の所在地が広島県内となっており、福山市内に本店があることが要件になっていないが、福山市に本店があつて、A群の要件に該当する事業者は何者あるのか。</p>
A 2 3	<p>水道施設工事においては1者のみである。</p>
Q 2 4	<p>1者であるため、広島県内に広げ、B群を市内業者とすることで、市内業者を育成するということか。</p>
A 2 4	<p>その通り。</p>
	<p>以上</p>

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況について

2023年（令和5年）4月1日から2023年（令和5年）9月30日の間に指名除外措置をした3事案4者（市長部局分）の状況について、建設政策課契約担当課長が報告し、指名除外措置（上下水道局分）の対象となる者がいなかったことについて、管財契約課長が報告した。

報告内容に対する主な質疑応答は、次の通りである。

指名除外措置運用状況についての報告	
Q 1	指名除外措置を行った4者について、指名除外期間中に随意契約をしたものはあるのか。
A 1	この4者について、随意契約をしたものはない。
	以上

(3) その他

・ 次回委員会の開催時期について

2024年（令和6年）5月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2023年（令和5年）10月から2024年（令和6年）3月までを対象とし、佐藤委員が担当する。